

兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱

1 目的

この要綱は、県が発注する建設工事に係る特別共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、特別共同企業体とは、主として大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、工事ごとに自主的に結成される共同企業体をいう。

3 形態

特別共同企業体の適用は、甲型（共同施工方式）を基本とし、乙型（分担施工方式）は特殊な工事等の場合に適用する。

4 対象工事及び構成員数等

特別共同企業体による施工対象工事、構成員の組合せ及び構成員数は、別に定める「一般土木工事等に係る特別共同企業体等への発注基準」（以下「発注基準」という。）による。ただし、発注基準に規定された工種であっても、総合評価落札方式を適用する工事又は高度な技術を要する等の工事である場合については、発注基準によらず、各発注部局がその都度定めることができる。

また、発注基準に規定されない工種であって、特別共同企業体による施工が必要と認められる場合においては、各発注部局がその都度構成員の組合せ及び構成員数を定める。

5 構成員の要件

(1) 技術的要件

全ての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、発注部局が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- ② 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置することができること。

(2) 出資比率

各構成員の出資比率は、次の割合以上とする。

- ① 2者の場合 30%
- ② 3～4者の場合 20%
- ③ 5者の場合 12%

なお、2者により構成される特別共同企業体の代表者以外の構成員を兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者に限定した場合の出資比率の最小限度は、上記の割合にかかわらず、40%とする。

(3) 代表者

代表者は、構成員中最大の施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。

(4) その他

① 構成員は、同一工事において他の特別共同企業体の構成員となることはできない。

② 資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）は、同一の特別共同企業体の構成員となることができない。ただし、各発注部局が認める高度な技術を要する等の工事を除く。

なお、関係する会社については、別表のとおりとする。

③ 詳細な要件については、各発注部局が工事ごとに定める。

6 建設工事を受注した場合の手続

特別共同企業体が工事を受注し、施工するに至った時、特別共同企業体の代表者は、その工事ごとに特別共同企業体運営委員会を設置し、同委員会において決定した次の各項目について契約担当部局（本庁発注にあつては各主管課長、地方機関にあつてはその長）あて、文書で提出しなければならない。

(1) 施工体系図

(2) 特別共同企業体協定書（写し）

(3) 工事施工計画及び下請負人等通知書

(4) その他、契約担当部局が必要と認める事項

7 施行期日

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月5日から施行する。

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年7月1日から適用する。

別表（5(4)②関係）

【関係する会社の定義】

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- （3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。